

居住地域における獣害対策（箱わなによる捕獲事業）について（提案）

1 目的

居住地域において、市民生活に被害を及ぼす有害獣について、生息状況の把握及び捕獲を行い、市民の安全で快適な生活環境を保全するため、行政と市民が連携して、有害獣捕獲用の箱わなの設置事業を実施します。

2 対象とする有害獣

- ・アライグマ
- ・ハクビシン
- ・タヌキ
- ・アナグマ

3 箱わなの設置申請

(1) 箱わなの設置を申請できる者

- ・「町会・自治会」の代表者
 - ・現に生活環境被害（有害獣による建造物内又は敷地内におけるふん尿・臭気・騒音等、建造物の損壊・破損等及び敷地内の飼育動物又は庭木果実等への被害）を受けている地域
 - ・地域での取組（箱わなの見回り・エサの用意・交換等）ができること。

(2) 箱わなの設置ができる場所

- ・原則として屋外
- ・土地所有者等による設置の承諾を得ている場所
- ・設置に必要な広さがある場所

【参考】箱わなの大きさ(例)：31cm×91cm×36cm

- ・その他、市長が特に必要と認めた条件を満たす場所

(3) 設置数

- ・同一場所において、1回当たり1台

(4) 箱わな設置の申請

①事前申請と設置の判断

- ・あらかじめ市（獣害対策課）へご連絡ください。市では、現地にて、被害状況や、箱わなが設置できるかどうかなどを確認します。

②申請手続

- ・設置可能となりますと、申請として、次のものを市へ提出してください。
 - ・箱わな設置申請書(第1号様式)
 - ・位置図
 - ・土地所有者の承諾書(第2号様式)

4 箱わなの設置決定

○箱わなの設置を決定しましたら、箱わな設置決定通知書により通知するとともに、市職員が箱わなの設置に伺います。

5 箱わな設置に伴う行政と市民の役割

○行政が行う事項

- ・箱わなの設置・撤去
- ・被害防除の助言・指導
- ・捕獲された有害獣の回収・処分

- 申請者が協力する事項
 - ・箱わなの見回り
 - ・エサの用意及び交換
 - ・箱わな周辺の除草作業
 - ・有害獣捕獲時の市への連絡
- 申請者が行ってはならない事項
 - ・箱わなの移設
 - ・捕獲された有害獣の処分

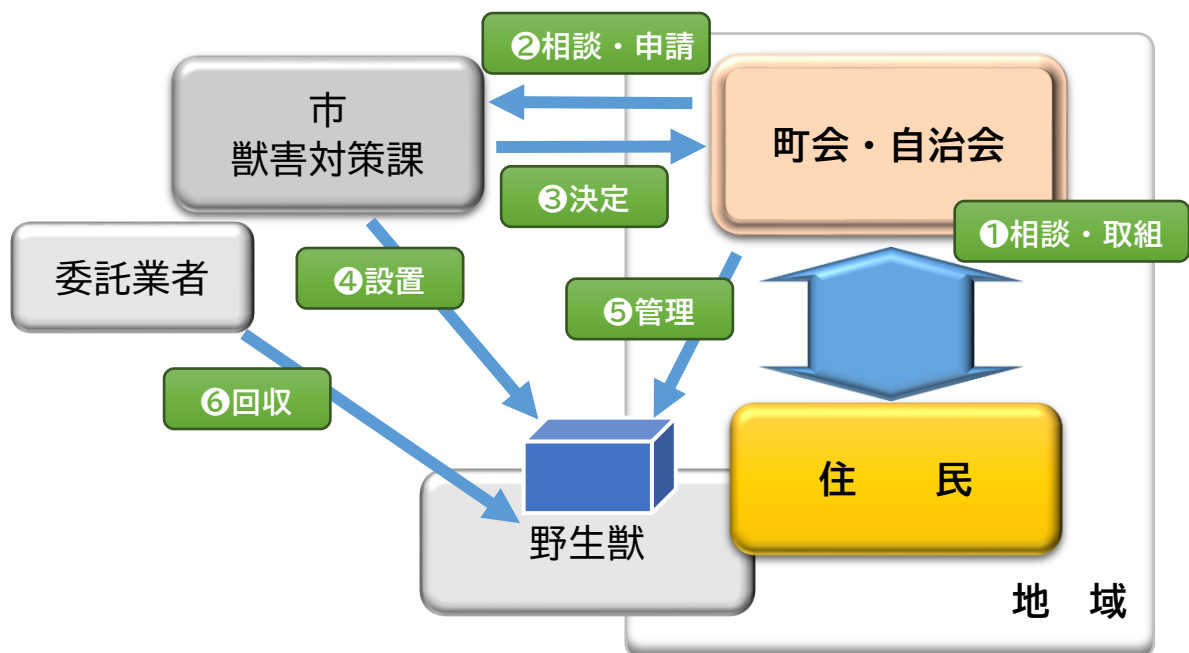
6 有害獣が捕獲されたとき

- 箱わなに有害獣が捕獲されたときは、市（獣害対策課）へご連絡ください。
市では、委託業者へ連絡し、委託業者が捕獲獣の回収に伺います。

7 箱わなの設置期間

- 箱わな設置期間は、1か月以内とします。
- 有害獣の捕獲等により被害を及ぼすことがなくなった場合には、設置期間内であっても、箱わなの撤去を申し出ることができます。

8 連携のイメージ図



- ①相談・取組 現に有害獣により生活環境に被害を受けている住民からの相談があり、地域として取り組む状況にあること。
- ②相談・申請 あらかじめ町会・自治体から市（獣害対策課）へ連絡・相談⇒市は現地にて被害状況等を確認⇒箱わな設置申請
- ③決定 町会・自治体からの申請に基づき、審査のうえ、設置決定
- ④設置 市職員による箱わなの設置
- ⑤管理 地域の皆さまには、箱わなの管理（見回り、エサの用意・交換、周辺の除草作業、有害獣捕獲時の連絡）をお願い
- ⑥回収 有害獣捕獲の連絡を受けた市は、委託業者へ回収を依頼

9 問合せ先 産業振興部獣害対策課 電話042-620-7375